

狛江市プレミアム付商品券 登録店募集のご案内

令和3年度の狛江市プレミアム付商品券は、従来の「紙商品券」と、非接触決済が可能な「デジタル商品券」を採用します。

デジタル商品券



プレミアム率 **30%**
換金回数 最大月 **6回**
決済手数料 **0円**

紙商品券



プレミアム率 **25%**
換金回数 最大月 **2回**※

※郵送で換金を行う場合。券面に印字のQRコードを使用して換金を行う場合は最大月6回。

登録店への申込方法（受付：7月2日(金)まで）

方法① 電子申請

専用の申請フォームからお申込みください。

<https://www.shinsei.elg-front.jp/tokyo2/uketsuke/form.do?acs=p2021>



方法② FAX・郵送・持参

所定の申込書等を狛江市商工会へご提出ください。

申込書等は狛江市商工会HPからもダウンロードできます。<http://www.komaec.net/>



登録店向け事前説明会

事前説明会の申込みは 電子申請→



または 地域活性課 ☎03-3430-1111（内線2226）へ

	日時	会場	定員
第1回	6/13 (日) 午後2:00～3:30	防災センター3階会議室	25人
第2回	6/13 (日) 午後5:00～6:30	防災センター3階会議室	25人
第3回	6/21 (月) 午後5:00～6:30	防災センター4階会議室	20人
第4回	7/2 (金) 午前10:00～11:30	防災センター4階会議室	25人
オンライン	6/16 (水) 午前10:00 ～ 7/2 (金) 午後4:00	事前申請者に対し オンライン配信	—

令和3年度狛江市プレミアム付商品券 登録店募集要項

事業の目的

プレミアム付商品券の発行により、市内消費を喚起するとともに、市外への消費流失を防ぐことで、新型コロナウイルス感染症の影響により疲弊している飲食店をはじめとした市内各事業者を支援し、その存続を堅守することを目的としています。

商品券概要

- 名称 狛江市プレミアム付商品券（狛江市商工会設立60周年記念事業・東京都生活応援事業）
- 発行元 狛江市商工会
- 発行総額 5億2千万円（プレミアム分を含む）
- 発行方法 紙商品券及びデジタル商品券（1人につきいずれかのみ）

	紙商品券	デジタル商品券
決済方法詳細	消費者は紙製の商品券を冊子から切り離し、登録店へ手渡し決済する。（従来と同じ）	登録店が店頭に掲示するQRコードを、消費者がスマートフォン等で読み込み決済する。
発行額	2億6千万円	2億6千万円
販売額	1冊4,000円	1口5,000円
額面	1冊5,000円（プレミアム分1,000円）	1口6,500円（プレミアム分1,500円）
券種内訳	共通券 ^{※1} （旧B券）3,000円 限定券 ^{※2} （旧A券）2,000円 ※1 共通券…すべての店舗で使える券。 ※2 限定券…店舗面積500㎡未満の店舗でのみ使える券。	共通券（旧B券）4,000円 限定券（旧A券）2,500円
プレミアム率	25%	30%
利用期間	令和3年8月中旬～9月中旬～令和4年1月末	令和3年9月中旬～令和4年1月末
販売期間	令和3年8月中旬～9月中旬	令和3年9月中旬～9月末
販売方法	事前にハガキで申込みを受け付け、応募多数の場合は抽選を行う。	事前にオンラインで申込みを受け付け、応募多数の場合は抽選を行う。
購入限度	1人5冊まで	1人5口まで
換金方法	郵送または伝送 ^{※3} 。郵送の場合は月2回の締め日に合わせて振込み。伝送の場合は、月6回の換金日に振込み。 <u>（従来の小切手での換金はありません。）</u> ※3 伝送…券面に印字されたQRコードをスマートフォン等で読み取る方法。	決済データを自動で集計し、月6回の換金日に自動で振込み。 <u>（従来の小切手での換金はありません。）</u>
換金手数料	無料	無料
換金期限	令和4年2月28日	令和4年2月15日

※上記内容は現在の予定です。内容を変更する場合等は、改めて周知します。

商品券取扱い厳守事項

- 商品券は物品の販売又は役務の提供などの取引において利用可能です。
- 商品券と現金の交換は禁止です。
- 代金の不足分は現金等で受け取ってください。

- やむを得ず店舗で独自に商品券の利用対象外となる商品などを定める場合（特売品など）は、あらかじめ利用者が認識できるよう、陳列棚、チラシ等にその旨明示してください。
- 他割引企画との併用不可やポイント加算対象外、商品券使用上限額などを定める場合はあらかじめ利用者が認識できるよう、陳列棚、チラシ等にその旨明示してください。
- 商品券の盗難・紛失、滅失または偽造、模造等に対して、発行元は責を負いません。

商品券の利用対象にならないもの

- 現金との換金、金融機関への預け入れ
- 狛江市指定ごみ収集袋（有料ごみ袋）、たばこの購入
- 有価証券、金券、商品券（ビール券、お米券、図書カード、共通入浴券、文具券、ギフト券等）、旅行券、乗車券、切手、はがき、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
- 「当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）」第2条に規定する当せん金付証票（宝くじ）及び「スポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成10年法律第63号）」第2条に規定するスポーツ振興投票券の購入
- 登録店以外が販売するインターネット注文商品の代金への支払い
- 出資や債務の支払い（振込代金、振込手数料、保険料、電気・ガス・水道・電話料金等）
- 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）」第2条に規定する性風俗関連特殊営業、設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある営業及び食事の提供を主目的としないキャバレー、クラブ、待合などに要する支払い
- 国や地方公共団体への支払い（各種税金等）
- 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するものへの支払い
- その他、この商品券の発行趣旨にそぐわないものへの支払い

登録店申込方法

電子申請の場合は「<https://www.shinsei.elg-front.jp/tokyo2/uketsuke/form.do?acs=p2021>」へアクセス→



FAX・郵送・持参の場合は「登録申込書」と「換金情報登録書」の**2枚**を狛江市商工会へ。

（狛江市商工会：〒201-0014 東京都狛江市東和泉1-3-18 FAX：03-3489-0184）

登録店申込受付期間

令和3年6月1日（火）～ 7月2日（金）

登録店舗の取消等

「募集要項」に違反する行為が認められた場合、換金の拒否や登録店舗の承認取消を行う場合があります。また、その違反行為により、損害金が生じた際は損害賠償請求を行う場合があります。

その他留意事項

- 商品券の取り扱い、換金の方法など詳細については、今後配布予定の「登録店マニュアル」をご参照ください。
- 事業の一部をみずほ銀行へ委託するため、登録店申込時に提出した内容は、みずほ銀行へ開示する場合があります。
- 「募集要項」に記載されていない事項及び定めのない事項に関しては、発行元がその都度対応を決定します。
- 登録店の店舗情報（店舗名称、所在地、電話番号、業種等）は、ホームページ、その他の方法により広報します。
- 本事業用にデザインされた「商品券」の肖像使用を含む広報告知物の作成・掲出等については事前に届出が必要となります。
- 発行元の方針等によって、内容が変更される可能性がある旨を予め承願います。

募集要項の更新について

令和3年6月13日更新	
更新内容①	紙商品券の使用期間を「令和3年8月中旬～令和4年1月末」から「令和3年9月中旬～令和4年1月末」へ変更しました。
更新内容②	換金期限を「令和4年2月28日」から「令和4年2月15日」へ変更しました。